

中小企業支援「新たな日常」対応補助金交付要領

(目的)

第1条 中小企業支援「新たな日常」対応補助金（以下「補助金」という。）は、県内中小企業者、小規模企業者が、社会経済情勢の変化に伴い、「新たな日常」への対応をはじめとした社会構造の変化等に的確に対応し、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする取組を支援することで、本県のものづくり産業の競争力強化を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付は、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）、雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号。以下「要綱」という。）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年。以下「排除要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要領において「中小企業者」とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の「大分類E製造業」に規定する業務を行う次の各号のものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの。ただし、次の表に掲げる業種に係る資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

(3) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1項に規定する中小企業者である団体

(5) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律40号）第2条の規定により設立された有限責任事業組合

(6) 中小企業者によるグループ（規約と責任者が定められており、構成員の2分の1以上が本条（1）の中小企業者及び（3）の組合であるものに限る。）

2 この要領において「小規模企業者」とは、日本標準産業分類の「大分類E 製造業」に規定する業務を行うもので、おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者をいうものとする。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、三重県内に本社又は事業所等を有し、消費税、地方消費税、及び全ての県税に滞納がない中小企業者、小規模企業者とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる全てを満たす事業を行うために必要な経費であって、別表1「補助対象経費」に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

(1) 中小企業者、小規模企業者がDXを推進し、新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上や競争力の強化に取り組む事業であること。

(2) 県又は県が出資（出捐）した団体の他の補助金の交付を受けない事業であること。

(3) 国、市町等の他の補助金の交付を受けない事業であること。

2 補助区分、補助率及び補助限度額は、別表2「補助区分、補助率及び補助限度額」に掲げる範囲内とする。

3 補助金の交付申請に際し、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときはその内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付決定にあたっては、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 排除要綱別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

3 前項に定めるほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、

必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて交付決定することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の着手時期及び遂行)

第9条 補助事業の着手時期(発注、契約)は、当該補助金の交付決定日以降でなければならない。

- 2 補助事業者は、令和5年3月10日までに補助事業を完了しなければならない。
- 3 前項に規定する補助事業完了とは、補助事業の内容及び支払いの完了とする。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ補助金事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合についてはこの限りではない。

- ア 事業にかかる経費配分の変更が、事業の効果的かつ効率的な実施に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、別表1「補助対象経費」に掲げる補助対象経費の経費区分ごとの増額が20%以内又は減額となる場合
- イ 補助目的を損なわない事業計画内容の細部における変更

- 2 知事は、前項の規定による承認について、必要に応じて条件を付し、又は申請に係る事項につき修正を加えて承認することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助金事業遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 知事は、第11条の規定による補助事業の全部若しくは一部中止若しくは廃止の申請があった場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付

の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要領、又は本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 補助事業者が、排除要綱別表に該当した場合
- (5) 補助事業者が、同一の事業に対して、国、三重県（三重県が出資又は出捐する団体を含む。）、市町等の他の補助金の交付を受けた場合

(進捗状況報告)

第 14 条 補助事業者は、知事が必要と認める場合には、別に定める日現在における補助事業の進捗状況について、別に定める日までに補助金事業進捗状況報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 15 日を経過した日又は令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容（第 10 条による承認を受けている場合はその承認の内容）及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る経理については、他の経理と明確に区別した帳簿及びすべての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対象経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、担保に供し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、前項の承認を受けようとする場合は、補助金事業財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(産業財産権等に関する届出)

第21条 補助事業者が補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した補助金産業財産権取得等届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(成果の調査・公表)

第22条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の成果について報告を求め、成果に関する検証を行い、補助事業の成果を公表することができる。

2 前項の成果の公表について、産業財産権その他発明等に係る権利を有するものから財産価値を減ずる等の恐れがあるため、成果の公表の時期を遅らせる等の申し入れがあった場合には、知事は、当該補助事業を行った関係者で協議してその取扱を定める。

(補助事業完了後の報告等)

第23条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、随時の報告及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第 24 条 規則、排除要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。

(第5条関係) 別表1 補助対象経費

経費区分	内容
備品購入費	機械装置費・システム構築費
原材料費・消耗品費	補助対象事業遂行のために必要な原料、材料等の購入に要する経費 ※文房具等の汎用性の高い事務用品などは、対象経費外とする。
外注加工費・委託費	補助対象事業の業務の一部を委託する場合に要する経費 ※原則、補助対象事業の1/2以内を上限額とする。
使用料・賃借料	他機関の試験分析機器等を使用又は借用する経費
クラウドサービス利用料	専ら補助対象事業遂行のために必要となる経費 ※本事業以外で共用する場合は、対象経費外とする。
産業財産権関連経費	特許出願等に要する弁理士への手続き代行費用 ※補助対象事業の1/3以内を上限額とする。

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。
- 2 外注加工費とは、明確な仕様書を作成し、再加工等を依頼するものをいう。
- 3 産業財産権関連経費とは、現存特許の調査に係る費用、及び弁理士への手続き代行費用等を含むものとする。ただし、国際特許出願に要する経費、特許庁に納付される経費、拒絶査定に対する審判請求、又は訴訟を行う場合に要する経費は補助対象外とする。
- 4 交付決定日より前に発注又は購入、契約等を実施したものに係る経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は補助対象外とする。

(第5条関係) 別表2 補助区分、補助率及び補助限度額

補助区分	補助率	補助限度額
○ DX等による経営革新に向けた試作開発・高度化支援 ※	1/2以内	1,250千円以内
○ 企業・部門間データ連携等DX推進支援 ※		

※ ただし、次に掲げる新しい「三重のものづくり産業」のあるべき姿のいずれかを実現する取組でなければならない。

1 既存事業の進化

- (1) 経営の科学的な分析・検証に基づき、データに裏打ちされた経営判断が可能になるとともに、製造現場をデータ化することでデータに基づき最適化された工場が実現されている。

データに基づく仮想空間でのシミュレーションも可能となる。

2 部門間・企業間の連携強化

- (1) サプライチェーン企業間において、研究開発・設計、製造・試験、販売・輸配送、サービス提供等、企業活動部門毎の連携が円滑に行われている。また、「デジタルツイン」を活用した新たな企業間連携が行われている。

3 新事業の創出

- (1) 迅速・リアルタイムに多様な部門・人の交流が可能となり、新商品開発・新領域マーケティング等、新たな価値創出に向けた検討サイクルのスピードが劇的に改善されている。
- (2) 情報・ヒト・モノ等多様な情報が効果的にシェアできるプラットフォームが形成され、地域企業が協業した新事業が創出されている。
- (3) プラットフォームにおける交流を通じ、これまで蓄積してきたものづくり技術に加え、デジタル技術を活用して、新たな分野への展開が図られるなど、経営革新を遂げる企業が誕生している。

4 固有技術の高度化

- (1) 地域企業の競争力に精通する金融機関の協力のもと、コロナ禍による「新たな日常」等社会経済情勢に伴い変化するマーケットや社会ニーズを的確に捉え、それに対応した固有技術の強化・競争力向上が図られている。また、属人化していた熟練工の技能やノウハウがデータ化され、技術継承が効果的・効率的に進んでいる。

5 人材の確保・育成

- (1) 企業経営者等がDXを理解し、DX推進・実践のための学ぶ場が社内に設けられ、従業員がリーダーとしてDX推進を牽引している。
- (2) 県内企業経営者間でDX推進に向けたコミュニティが形成され、さまざまな情報を共有することで、コミュニティによる交流を契機に経営変革にチャレンジする風土が醸成されている。
県内企業経営者のDXに向けた意識改革が連鎖し、県内企業の多くがDXに取り組んでいる。